		(2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
	法務教官A（社会人）	五　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子（第三号イに規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）
	法務教官B（社会人）	六　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第四号イに規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）
	保護観察官	七　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
入国警備官採用試験	警備官	一　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して五年を経過していない者及び試験年度の三月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者に準ずると認める者

		業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
	法務教官B	四　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の女子 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の女子で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
	法務教官A（社会人）	五　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の男子（第三号イに規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）
	法務教官B（社会人）	六　試験年度の四月一日における年齢が四十歳未満の女子（第四号イに規定する受験資格を有しなくなった者に限る。）
	保護観察官	七　次に掲げる者 イ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　大学を卒業した者及び試験年度の三月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の三月まで